

統計調査にご協力をお願いします

工業統計…平成26年12月31日を基準日として実施されます。

工業統計調査は「製造業」を営む事業所を対象に、その活動状況を明らかにすることを目的として毎年（経済センサスー活動調査実施年の前年を除く）行われる経済産業省所管の統計調査です。

農林業センサス…平成27年2月1日を基準日として実施されます。

農林業センサスは「農林業生産活動を行うもの」を対象に、生産構造や就業構造の実態を明らかにすることを目的として5年に1度行われる農林水産省所管の統計調査です。

ご協力をお願い

各基準日の前後約1ヶ月において、対象となる世帯・事業所等へ調査員がお伺いいたしますので、ご協力をお願いします。なお、ご協力いただいた調査内容は、統計法により厳重に管理されます。

問い合わせ 総合政策部 政策企画課 ☎0920(53)6111

「第11回対馬市民美術展」を開催します!!

- 展示作品 洋画・日本画・書道・デザイン・彫塑工芸・写真
- 厳原会場 場 所 対馬市交流センター
期 間 平成27年1月28日(水)～2月1日(日)
- 上県会場 場 所 上県地区公民館
期 間 平成27年2月4日(水)～2月8日(日)
- 鑑賞時間 2会場とも9:00～18:00
- 主 催 対馬市教育委員会・対馬市民美術展実行委員会



問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 ☎0920(88)2004

あなたの「学びたい」を応援します

～対馬市酒井豊育英資金貸付基金奨学生募集～

- 募集期間 4月10日(金)～5月11日(月)
- 対象者 (1)対馬市に住所を有する者（進学及び在学のため住所を異動している者を含む）
(2)①学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という）第1条に規定する大学に在学している者
②法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る）に在学している者
(3)他からの奨学金を受けていない者
- 貸付要件 (1)品行方正、志操堅固、学術優秀で、かつ、健康であること
(2)経済的理由により就学が困難であると認められること
- 貸付金額 月額5万円以内
- 貸付条件 (1)奨学金は無利子 (2)貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限
- 申込に必要な書類等
願書・奨学生推薦調書・在学証明書・成績証明書・住民票謄本（世帯全員）・健康診断書・世帯全員の課税証明書又は非課税証明書及び納税証明書・奨学金を希望する理由
- ※願書と奨学生推薦調書は、対馬市教育委員会総務課（峰町三根）・南地区教育事務所（厳原町今屋敷）及び北地区教育事務所（上対馬町比田勝）に備え付けています。

問い合わせ 教育委員会 総務課 ☎0920(88)2000

平成27年度 対馬市建設工事・建設関連（コンサルタント）・物品・役務の提供等の入札参加資格申請書審査を実施します

○資格

- 【共通】 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者でない者
(2) 対馬市税並びに消費税及び地方消費税等に未納がない者
- 【建設工事】 (1) 建設業法第3条第1項の許可を受けている者
(2) 建設業法第27条の29の規定による総合評定値請求を行った者
- 【コンサルタント】 (1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者
- 【物品・役務の提供等】 (1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者

※物品…スポーツ用品・楽器・図書・教材・事務用品・印刷・繊維・看板・掲示板製作
車両・燃料・電気製品・衛生機器 等
※役務の提供…清掃・警備・機械設備保守・運送・リース 等

- 受付場所……………対馬市交流センター4階 研修室（対馬市巖原町今屋敷661-3）
- 資格の有効期間…平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間
- 申請書様式……………中央公契連（国）の統一様式及び対馬市独自の様式による
- 実施要領及び申請書独自様式の入手方法



(1) 必要な方は、下記の場所でお申し出ください。

配布場所	住所	電話
総務部 財政課	対馬市巖原町国分1441	☎0920(53)6111
美津島行政サービスセンター	対馬市美津島町雞知甲550-2	☎0920(54)2271
中対馬振興部 地域振興課	対馬市豊玉町仁位380	☎0920(58)1111
峰行政サービスセンター	対馬市峰町三根451	☎0920(83)0301
上県行政サービスセンター	対馬市上県町佐須奈甲567-3	☎0920(84)2311
上対馬振興部 地域振興課	対馬市上対馬町比田勝575-1	☎0920(86)3111

(2) インターネット利用の場合…対馬市ホームページからダウンロードして入手できます。

○受付期間・方法

受付は次の期間に限り行うものとし、**審査時間は9:00～12:00と13:00～16:30**とします。

なお、**郵送による受付は行いませんので**、提出書類を作成した方で提出書類の記載内容全般に精通した方に持参させてください。

		月	火	水	木	金	土	日
（市外業者）	日 商号の頭文字			1/14 ア行	1/15 カ行	1/16 サ行	1/17 審査休み	1/18 審査休み
	日 商号の頭文字	1/19 夕行	1/20 審査休み	1/21 ナ行	1/22 ナ行	1/23 ハ行	1/24 審査休み	1/25 審査休み
	日 商号の頭文字	1/26 マ・ヤ・ラ・ワ行	1/27 審査休み					

		月	火	水	木	金	土	日
（市内業者）	日 商号の頭文字			1/28 ア行	1/29 カ・サ行	1/30 夕行	1/31 審査休み	2/1 審査休み
	日 商号の頭文字	2/2 ナ・ハ行	2/3 審査休み	2/4 マ・ヤ・ラ・ワ行	2/5 予備日	2/6 予備日		

指定日に申請できない場合は、**市外業者・市内業者の各期間中のいずれも午後**に審査します。ただし、指定日業者を優先的に審査いたしますので、多少お待ちいただく場合があります。

予備日については、2月4日までにやむを得ない理由により申請できなかった業者に限ります。

問い合わせ 総務部 財政課 ☎0920(53)6111

平成27年4月からスタート！『子ども・子育て支援新制度』

●子ども・子育て支援新制度とは？

仕事と子育ての両立、核家族化などによる子育ての孤立感や負担感の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境はさまざまな課題を抱えています。こうした課題を解決するため、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていく新しい制度、それが「子ども・子育て支援新制度」です。

新制度では、幼稚園と保育所に加え「認定こども園」の普及を進めるとともに、子育ての支援拠点の提供や利用者支援など、地域の子育て支援の充実を図ります。

●新制度の対象となる施設は？

- 幼稚園（3～5歳）……………小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
- 保育所（0～5歳）……………家庭で保育のできない保護者に代わって、子どもを保育する施設
- 認定こども園（0～5歳）……教育と保育を一体的に行う施設。保護者の就労状況に関わりなく、3～5歳の子どもが教育・保育を一緒に受けることができ、就労状況が変わっても継続して利用ができます。
- 地域型保育（0～2歳）……………19人以下の少人数の単位で子どもを預かる事業で、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業が新しく制度化されます。

●申込み手続きは？

新制度では、幼稚園や保育所などの利用には、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

市内の保育所では、12月1日より平成27年度入所申込受付を開始しています。

※保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

（保育を必要とする理由）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



●支給認定とは？

支給認定は3つの区分に分かれます。

- 1号認定……………お子さんが3歳～5歳で、教育のみを希望する場合
→幼稚園、認定こども園を利用
- 2号認定……………お子さんが3歳～5歳で、保護者の就労などにより保育が必要な場合
→保育所、認定こども園を利用
- 3号認定……………お子さんが3歳未満で、保護者の就労などにより保育が必要な場合
→保育所、認定こども園を利用

●利用料金は？

利用料（保育料）は、所得に応じた負担（応能負担）を基本として、国が定める水準を上限に市町村が設定します。

ひとり親家庭の支援情報をお知らせします

○母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭のお母さん、お父さんの就労を促進するため、指定された講座を受講した場合、修了後に受講費の一部を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する制度です。

○母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭のお母さん、お父さんの就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間（2年以上）の一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給します。※平成26年4月1日から平成27年3月31日までに修業を開始した方は、申請のあった日から修業全期間（上限2年）が支給の対象となります。

○母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭のお母さん、お父さんおよび寡婦の経済的自立と、その児童の福祉の向上のため、就学支度資金や修学資金など各種資金の貸付を行っています。扶養している児童の進学資金などにお悩みの人はご相談ください。

この貸付金は、申請から貸付金の交付まで一定の日数（約2ヶ月）を要します。弾力的な資金計画を立て、早めにご相談ください。

○平成26年12月から「児童扶養手当法」の一部が改正されます。

これまで公的年金等を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当が受給できなかった方のうち、平成26年12月1日時点において支給要件を満たしている方については、平成27年3月までに申請されれば、平成26年12月分の手当から受給できます。

問い合わせ 福祉事務所 こども未来課 ☎0920(58)1119

● 未来創造・交通政策課からのお知らせ ●

財布と地球にやさしい冬を

冬期は暖房の使用などにより、夏期とならんで電力の使用量が大きくなる季節です。

対馬は本土の電力系統から独立した化石燃料による内燃機関で発電を行っているため安定した電力の供給が見込まれていますが、生活・経済活動に影響がでない範囲での節電にご協力ください。

【特に節電にご協力いただきたい期間・時間帯】

○期 間 12月～3月までの平日

○時間帯 8:00～21:00

エアコン

衣服などで調節して、設定温度は控えめに。タイマーを上手に使ったりして無駄のないよう工夫しましょう。

照明

こまめな消灯は省エネの基本。誰もいない部屋の電気は消しましょう。高効率ランプへの取替も効果的です。

冷蔵庫

詰め込み過ぎは冷気の流れが悪くなって、エネルギーの無駄。設定温度は適切に。熱いものは冷ましてから入れましょう。

温水洗浄便座

つけっぱなしは大きな無駄。使用するときには温度を低めに設定しましょう。

電気ポット

不要な保温は避け、必要な時に必要な分だけ沸かしましょう。使わない時はプラグを抜きましょう。

待機電力(テレビ等)

リモコンで電源をOFFにしても少量の電気が使われています。寝る時や長時間外出する時は、主電源を切りましょう。



問い合わせ しまづくり戦略本部 未来創造・交通政策課 ☎0920(53)6111

楽しい韓国語講座 受講生を募集します

「韓国語を勉強してみたいな」と考えている方、この機会に韓国語を学んでみませんか？今回は韓国の歌の歌詞で韓国語を勉強してみましょう！対馬市の国際交流員が韓国文化の紹介などしながら、楽しく韓国語をお教えます。

- 申込方法 下記の問い合わせ先に電話で申込み
- 申込期限 **平成27年1月5日(月)**
- 場 所 対馬市交流センター
- 料 金 無料（教材代等については受講生負担）
- 定 員 無制限
- 内 容

シン スミン
 〈講師〉 **申 琇閔** 先生
 (対馬市国際交流員)



子ども歌コース

初心者の方、自信のない方を対象に、挨拶や道案内などを韓国の子どもの歌の歌詞を使って勉強します。

〔日 程〕

1月13日(火)～3月24日(火)

全10回(毎週火曜日開催)

※業務等により変動します。

朝の部 10:00～11:30

夜の部 19:00～20:30

大人の歌コース

ハングルに慣れている方や初級コースの受講生を対象に、中級程度の韓国語文法を韓国の大人の歌を使って勉強します。

〔日 程〕

1月14日(水)～3月25日(水)

全10回(毎週水曜日開催)

※業務等により変動します。

朝の部 10:00～11:30

夜の部 19:00～20:30

申込・問い合わせ 総合政策部 観光交流商工課 ☎0920(53)6111

農地を借りたい農業者を募集します!!

【農地中間管理事業による第3回農用地等の借受希望者(受け手)の募集について】

- 募集区域 対馬市全域
- 募集期間 **平成26年12月1日(月)～平成27年1月9日(金)**
- 応募資格 農業者・農業生産法人・新規就農者等
- 応募して農地を借りた場合のメリット
 - ・地主さんとの貸借の手続きは、市が行います。
 - ・新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。
- 応募方法 申込書に必要事項を記入の上、農林・しいたけ課まで提出してください。
 ※詳細については募集要項をご覧ください。
- 相談窓口 農林水産部 農林・しいたけ課または(公財)長崎県農業振興公社
 ※募集要項や申込書(農用地等借受申出書)は、相談窓口等に備えています。
 また、県公社のホームページからもご覧いただけます。

問い合わせ 農林水産部 農林・しいたけ課 ☎0920(53)6111

国民健康保険高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成27年1月から70歳未満の人の自己負担限度額が変わります！

所得区分を細分化しそれぞれの所得に応じた負担になるように変更されます。

現在、70歳未満の方で限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付を受けている方には、新しい区分の認定証を12月末までに世帯主様宛郵送いたします（国民健康保険税を滞納していると交付されない場合があります）。

■平成26年12月まで自己負担限度額一覧表

区 分	自己負担限度額
上位所得者※	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1% <83,400円>
一 般	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <44,400円>
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <24,600円>

※上位所得者とは基礎控除後の総所得が600万円を超える方を指します。

(注) 金額は一月あたりの限度額。<>内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合を指します。

改正後

区 分	自己負担限度額
総所得金額等 901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% <140,100円>
総所得金額等 600万円~901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% <93,000円>
総所得金額等 210万円~600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <44,400円>
総所得金額等 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円 <44,400円>
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 <24,600円>

(注) 金額は一月あたりの限度額。<>内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合を指します。

●詳しくは最寄りの国民健康保険担当窓口までお尋ねください。

問い合わせ 保健部 保険課 ☎0920(58)1579

エボラ出血熱に気をつけて！

現在、西アフリカでエボラ出血熱が流行しています。

国内では感染の確認はされていません。

国境の島である対馬市においては正しい知識を身につけましょう。

- 症 状** 突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、嘔吐、下痢、胸部痛、出血（吐血・下血）
- 感染方法** 感染者の体液等（血液、分泌液、吐物・排泄物）や注射器等の感染者の体液で汚染されたものに触れると粘膜や傷口から感染することがあります。
※せきやくしゃみなどによる飛沫感染や空気感染をすることはありません。

問い合わせ 保健部 健康増進課 ☎0920(58)1116

水道管の凍結を予防しましょう

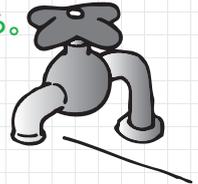
平成23年1月、寒波の影響を受け、水道管の凍結・破裂が至るところで発生し、市民の皆様の生活が脅かされる事態となりました。

水道管の凍結・破裂が同時多発的に発生した場合、水道事業者の復旧活動にも限界があり、凍結が自然解凍されることでしか解消されない場合もあります。発生後に対応を行うことが容易ではないため、予防を行うことが肝要です。

予防策

- ・ 露出した水道管を保護材等を用いて保護する。
- ・ 水道管破裂による家屋の損傷予防のため、長期不在の家屋等の止水栓を閉める。

また、冬期は雨量が少なく漏水の恐れもあります。できる限りの節水をお願いします。



問い合わせ 水道局 ☎0920(52)0943

『農業委員会委員選挙人名簿登載申請書』提出の時期になりました ～選挙人名簿は、申告制により毎年調製されます～

毎年1月は、農業委員会委員選挙人名簿の調整月です。この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、各農家からの申請に基づき資格調査が行われます。該当する方は、**平成27年1月1日現在で申請書を提出してください。**

なお、この名簿に登録されていない場合は、農業委員選挙の投票と解職の請求が出来なくなります。

○申請ができる方

- ◆市内に住所を有する20歳以上（平成7年4月1日以前に生まれた方）で、次のいずれかに該当する方です。
 - ①1,000平方メートル（10a）以上の農地について、耕作の業務を営む方（農業経営者）
 - ②上記農業経営者の同居の親族又はその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方
 - ③1,000平方メートル（10a）以上の農地について、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主（耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方）
- ※農業生産法人の場合の申請は、様式が異なりますのでご連絡ください。新たに上記の要件に該当することになった方もご連絡ください。

○提出先

- ①農業委員会事務局
- ②市役所農林・しいたけ課
- ③中対馬振興部地域振興課
- ④上対馬振興部地域振興課のいずれかに提出してください。
(申請書は、上記①②③④に用意しています)
- ⑤昨年登録していて、区長を通じて申請書を受け取られた方は、各区長に提出されても結構です。



○提出期限 **平成27年1月9日（金）**

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎0920(83)0302

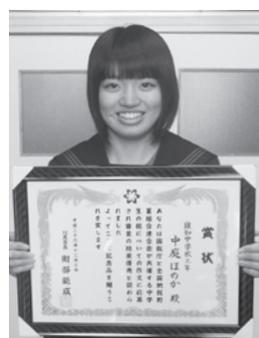
税を考える週間

中学生の税についての作文 対馬市長賞

「税がつくる日本」

雞知中学校 3年B組

中庭 ほのか



いえば「甲子園」を思い浮かべます。高校球児たちの想い・雄叫び・汗・笑顔・涙にはとても心を動かされます。そんな甲子園を連日ノーカットで放送しているのはNHKの一局だけです。そのNHKもまた私たち日本国民の納める税金によって放送されるので、私たちに感動を与えてくれるのです。

の国と比べて、少ないことを知りました。私はそれを聞いて、なぜかわかりませんが、感謝の気持ちが出てきました。それはたぶん、借金大国な上に少子高齢化も進んでいて厳しい状況にある日本で、たくさんの税金を納めなくていいことや、増税するにあたってたくさん悩んでくれているからだと思います。

私たちは先日、対馬税務署の職員の方をお招きし、租税教室を行いました。そこでは、少しまだ難しい事ばかりでしたが、今後社会に出ていく上で大事なことを学びました。

費税増税によって物を買う際、

高いお金を払わなければいけないとなったり、両親から「所得税があるから手取りの給料は少ない」という話を聞いたりしたためです。しかし私は租税教室によつてその考えは大きく変動しました。税金がなければ、道路はボロボロで普通に歩くこともままならなくなり、裕福でなく家庭の子どもたちは学校に行けず、高齢者が町のいたるところにいる、そんな社会になってしまいます。また、私は「夏」と

私たちはそこで一本のDVDを見ました。「税なんてなくなればいいのに」とつぶやいた男性が本当に税のない社会を体験するというアニメでした。たしかに私も、何度か「税なんてなくなればいいのに」と思ったことがあります。それは今春の消

まいます。また、私は「夏」と

日本は「借金大国」と言われています。さらに少子高齢化も進んでいます。税を納める人が少なくなります。このまま放つておいて本当によいのでしょうか。日本政府ももちろん対策は進めています。しかし、私たちは何もしないで良いのでしょうか。私たち公立中学校に通っている生徒は年間約百万円も負担してもらっています。何か私たちにできることはないのでしょうか。租税教室で、私たち日本国民が納めている税金の額は他

老後の安定した生活や健康で、かつ文化的なこの私たち日本の社会を実現するためにはとても大きな費用が必要ということを学びました。その中心は、私たちの納めている税金です。政府からどれだけ公共サービスを受けその費用をどう負担すべきか、考えていくべきだと思います。どんな日本をつくっていくか、私たちがしっかり税について考えるべきです。よりよい日本となるのか、私たちにかかっているのです。



地域マネージャー通信

チコネ通信

VOL.30

美津島町緒方地区

今回の地域マネージャー通信は「美津島町緒方地区」の活動について紹介します。



緒方地区では、対馬市の補助金を活用した事業「地域づくり応援事業」を地区民総出のコミュニティ事業として実施しております。

第一弾として、9月14日（日）に地区の遺産である姫神山の砲台周辺整備とグラウンドゴルフ大会の会場である旧小学校跡のグラウンドの整備を行いました。

当日は、区長はじめ地区民総勢43名の参集のもと作業に汗を流しました。

今後は、この補助事業を活用して、地区民総出の「ゲートボール大会」と「グラウンドゴルフ大会」また、対馬市観光協会「やんこもの

会」のガイドを招へいた姫神山砲台についての「歴史学習会」と「トレッキング」を実施することにしております。

緒方地区は、海や山に囲まれた静かで自然豊かな風光明媚な地区です。また、そこで暮らしている方々は、すべて家族のような関係で、交流も盛んに図られコミュニティの維持ができています。

この事業を通じて、これまで以上に地区のつながりを深め、地区の魅力を再発見していただくとともに、活力ある地域づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。



西泊地区（上対馬町）の 地域づくり計画が完成

認定
第8号

平成26年3月、上対馬町西泊地区の「地域づくり計画」が作成されました。

「地域づくり計画」とは、地域主体のまちづくりを実践していくため、各地区の住民が地域の実情を踏まえながら作り上げた地区の将来像をまとめた計画書です。

現在、皆さんの地区でも計画策定に向けた話し合いが、行われています。皆さんの地区でも、是非、策定をお願いします。



問い合わせ 総合政策部 市民協働・自然共生課 ☎0920(53)6111



要チェック! 消費者トラブルに巻き込まれる前に

対馬市消費生活相談所だより

～消費者トラブルに関する事例やアドバイスをご紹介します～

対馬振興局別館 3階
☎0920(52)8322

年末にかけて増えるカニの送りつけ商法に注意!!

【事例】

北海道の水産会社やカニ業者を名乗る人物から「カニは好きですか?」「特価価格でカニを販売します」と電話で勧誘があった。要らないと断ったにもかかわらず、数日後に代金引換で、商品が届いた。どうしたら良いか?

【対処法】

断ったにもかかわらず商品が届いたり、身に覚えが無いのに商品が届いた場合は宅配ドライバーに受け取らないことを伝えれば商品を返品して貰えます。また、代金引換で商品が届いても、絶対に代金を支払わないようにしてください。

その他にも魚やエビやホタテ・昆布などの冷凍食品・生鮮食品・乾物などの場合もあります。その様な場合でもクーリング・オフは可能です。

またこのような送りつけ商法に対してクーリング・オフ期間は、契約書類を受け取った日から8日間。契約書類がない場合は、いつでもクーリング・オフが可能です。

困った時は、対馬市消費生活相談所もしくは長崎県消費生活センターに相談してください。



年金コーナー



～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

☆収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】

☎日本年金機構長崎北年金事務所 ☎095(861)1582

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

○日時 1月14日(水) 13:30～17:00
場所 美津島行政サービスセンター 会議室

○日時 1月15日(木) 9:00～17:00
場所 対馬市役所 別館第1会議室

★年金相談は予約制です。

★予約受付期限 1月9日(金)まで(期限厳守)

予約先 ☎095(861)1387



未来に繋ごう!豊かな森林

平成24年4月1日より施行されました「対馬市森林づくり条例」。

今回は“対馬市森林づくり委員会”の平成26年度第2回(10月23日開催)の会議結果について紹介します。

第2回会議では、主に“対馬市森・川・里・海環境保全再生基金”を活用した「森林環境に配慮した森林整備に対する助成事業」について協議を行いました。

内容は、対馬市伐採ガイドラインに定める施業に取り組んでいただいた方へ、下記の補助金を交付する制度を検討しました。対馬の林業経営者や森林所有者にご協力いただき、島の豊かな森林資源利用の循環システムを構築し、森林環境の保全と持続可能な林業を行うための助成事業です。



対馬市環境配慮型森林整備補助金(仮称)

1カ所当たりの皆伐面積の制限や尾根筋・溪畔林・海岸林等に対する緩衝帯の設定面積及び材積に応じて補助金を交付することで進めています。

問い合わせ 農林水産部 農林・しいたけ課 ☎0920(53)6111

つしま図書館情報

つしま図書館 ☎0920(52)3900

- 年末年始休館中(平成26年12月28日～平成27年1月5日)は、返却ボックスの利用をお控えください。

返却は1月6日以降にお願いします。

- 返却されていない本が残っていませんか？

次に読みたい方が待っています。返却期限をお守りください。

1月の休館日

■休館日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

今月のおすすめ新着本

『長崎の法則』

長崎の法則研究委員会／編

浮気されて酒におぼれた武士を弔う祭りがある。靴下にあいた穴を「じゃがいも」という。一番おいしいちゃんぽん屋を尋ねると「リンガーハット」と返ってくる…。長崎のあるあるネタ300を紹介する。

『全国グルメ列車ガイド』

ネコパブリッシング／編

伊予灘ものがたり、ろくもん、丹後くろまつ、ななつ星in九州、トワイライトエクスプレスなど、日本のグルメ列車を完全網羅。すべての列車に実際に乗車し、お勧めの楽しみ方を紹介する。

『にじいろガーデン』

小川 糸／著

ふたりの母親とふたりの子ども。偶然の出会いからはじまった“タカシマ家”。特別なようできて、どこにでもいる一家が歩んだ十六年間の軌跡。喜びと悲しみに彩られた、新しい家族小説の誕生です。

『ちいさなねずみのクリスマス』

アン・モーティマー／作・絵

きょうはクリスマスイブ。人間の家にすむねずみくんが、クリスマスを楽しむ様子が描かれます。かわいらしく美しい小さなクリスマス絵本。

『子どもに伝えたい和の技術1』

和の技術を知る会／著

和の技術のひとつ「すし」をテーマに、日本の文化に親しみながら、楽しく知識を深められる本です。受け継がれてきたすばらしい職人技を紹介します。

『らくごで笑児科』

斎藤 洋／作

ある日、おじいちゃんのお見舞いにいった一郎くんは、ひよんなことから入院することに! 病院が舞台の創作落語を7話収録。

一般書

児童書